

○ 経済産業省
環境省 告示第 号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省・環境省告示第二号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

環境大臣 名

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示
電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省・環境省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第2

保存等

(前略) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 (昭和61年通商産業省令第46号) 第10条の2 第1項の保存、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令 (令和 年経済産業省令第 号) 第15条第2項の保存、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 (昭和49年通商産業省令第40号) 第7

改正前

別表第2

保存等

(前略) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令 (昭和61年通商産業省令第46号) 第10条の2 第1項の保存、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 (昭和49年通商産業省令第40号) 第7条の2 第1項の保存 (後略)

第2第1項の保存（後略）

附 則

この告示は、令和八年一月五日から施行する。